第5回 草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会 議事概要

日 時 平成22年10月6日(水) 午後4時00分 ~午後5時00分 場 所 草津市人権センター2階大会議室

1. 開 会

事務局:司会の挨拶

委員の出欠確認

出席委員数 22人中20人(欠席者:北村委員、浅井委員)

配布資料の確認

委員長:進行の挨拶

傍聴ルールの説明

2. 審議

事務局: 資料説明(資料、参考資料、修正箇所の確認)

委員長:第4回検討委員会において、滋賀県の方で区間1について検討されているとのことでだっ

たので、この場でご説明していただけないか。

A委員(滋賀県)

: 前回の委員会の中で、区間1については、現在ビオトープという位置づけとなっているものの、県の方でビオトープとしての機能を検討した上で、改めて土地利用を提案したいと申し上げたのだが、平成14年にこの計画を立てたときに、生物調査がされており、現在の土地利用を再度検討する際においても生物調査を実施する必要があるので、調査が進み、検証が進んだ上で、最終どのような土地利用にするのかを再度ご報告したいと考えている。基本的にはこの区間についてはビオトープという位置づけを基に進めていけるかと考えている。

委員長:土地利用基本構想に関して、全体を通して、意見はないか確認したい。

事務局: すみませんが、一つ説明を忘れたので申し訳ない。前回の検討委員会のときに、この土地利用構想図に基づく概算事業費を、今回提示したいとお話させていただいた。ある程度事業費はまとまっているが、もう少し詳細な部分について検討が必要であり、申し訳ないが今回はお示しができない。いろいろと不明確な箇所があるので、特に区間4の民間活用の部分などは、民間活用するかしないかで事業費が変わってくることから、そういった事も踏まえて検討しているので、ご理解の方お願いしたい。

委員長:本日後ほどスケジュールとして、大体いつごろに提示できるかといったことはお伺いできるのか。

事務局: 正確に次回にとは言えないかもしれないが、スケジュールの整理の中でもう少しお話させていただくのでよろしくお願いしたい。

委員長:基本構想について皆さんの意見を現時点で反映できる部分を反映させていただいているが、 さらなるご指摘がないか。できれば、B委員のほうから、今県のほうから区間1について、 湖岸に近い場所をどう扱うかビオトープについて考えながら調査する事をお聞きしたの で、一言お聞きしたい。 B委員:やはり生物調査をするのは大変大事なことで、生き物と同時に植生など全体を調査するとともに、一つ気になることが、区間1と区間2のつながりの部分であり、区間1は自然生態系の保全とか、自然を大事にする内容で、区間2は「農と関わり自然を学ぶ緑の創出」ということで、このへんが全くバラバラになるということではなくて、農というのは色々な可能性があると思うが、この河川として使っていたならではの農のあり方や緑のあり方をより検討しながら、区間1とのつながりで緑の軸を考えていただきたいと思う。

委員長:事務局に確認したい。

事務局:区間1と区間2は非常に隣接した密接した環境であり、区間1は県の河川区域の部分、区間2はそうでない部分であるが、基本的には自然をメインに考えている。先ほどの県からのコメントにもあったように、ビオトープをどうするかといった調査をしていただいているので、その結果を踏まえ、どうしていくかということを県と市で検討させていただきたいと考えている。

委員長:区間1と区間2がうまく接続するような計画を検討していただきたいと思う。

C委員:草津川橋の琵琶湖側が今開発されており、下笠町財産区だが、あそこについては貸農園にするということで、看板が出され、造成を行っておられる。基本構想でも貸農園ということで整合性がとれているが、他にも北山田町財産区など、民地の部分があり、基本構想の整合性は今後どのようにしてとられるのか。もう一つは、下笠側には車道と歩道ができる予定になっているが、そのあたりはどのようにされるのか、またこれについて先方との話し合いがされているのかどうかお聞きしたい。

事務局: 浜街道から下笠の方については、私共も現場を見た。おっしゃるとおり堤外民地となっているので、きれいにして貸農園にすることは聞いている。ただ、私共から今の段階では、下笠町財産区に説明はしていない。今後、下笠町財産区、北山田町財産区や個人名義の部分があるので、堤外民地をお持ち方については基本構想の説明をしていかなければならないと考えているが、現段階では、まだ早いと考えている。あと、道とは浜街道からメロン街道部分のことか。

C委員: 下笠の部分には道がない。

事務局:はい、一部通路のような形で砂利道があり、基本構想では、あの辺りを利用して道を整備したいと考えている。実際は測量も行っていかなければならないし、下笠町財産区から土地の買収という可能性もある。当然下笠町財産区には、説明しなければならないと考えているが、今は大きく土地利用を決めていく基本構想レベルであり、全川の整備となると、事業として10年20年かかってくると思われるので、そういうプランも含めてご相談したいと考えている。

D委員: ブルーの自歩道と、ピンクの自転車道+歩道、緑色の現道(歩道) というものがあるが、 道路交通法からいくと歩道に自転車が通るのはいけないということになっている。非常 に自転車の事故が多発しているからだが、この3つはどのように計画をお考えなのか。

事務局:図面の3ページをご覧いただきたい。ピンクの自転車道+歩道については真ん中の黄色の車道に隣接するものとして、表現している。自転車の方々が歩行者にぶつからないように、自転車道と歩道の分離を考えてピンクの部分については配置する予定である。続きまして

5ページを見ると、ブルーの部分は独立したものとして、今のサイクリングロードがある部分を表現している。標準の断面イメージを見ていただくと水色で幅5mの自歩道と書いてある部分がその部分だ。現道の堤防の上の道路は、現況で2m~3m程度であり、自転車道と歩道が分けられていないが、将来的に分離し、独立した自歩道としたい。ということでこの表現にしている。ここが車道の横ではないということを含めて、水色の部分とピンクの部分と分けて表現している。

D委員: 自歩道も分けられるということか。

事務局:将来的には分けて設置をするものと考えている。

D委員:将来的とは、できた時点で分けられるということか。

事務局: 今のところ自転車道と歩道を完全に分けるのかということは、その位置づけも含めて、詳細設計で決めるものだが、幅は両方分離できるような幅で表示をしている。将来、高い堤防の上を自転車道と歩道を分離させるべきか、一緒にしておくべきかの議論が生じれば、議論させていただきたい。今のところどちらでも可能な幅を設定さしていただいているということだ。

D委員:部分的にできてくるとは思うが、その時点で自転車道と歩道は5mの中で分けて整備しないと、特に夜間などは歩道や自転車道を使う方の接触事故が起こるのではないかと思うので、最初から分離したほうがいいのではないかと思う。

事務局:検討させていただく。

委員長:自歩道というのは自転車と歩行者が両方とも通行できるような道路ということで、車道の 横に自歩道があるというのも当然ある話だ。それから自歩道が車道から少し離れたところ にあるというのではないと私は思うが、いずれにしても、断面が描かれているのでそうい ったイメージを皆様方に持っていただきたい。自転車と歩行者は、当然自転車のほうが運 動量が大きいので、できれば分離したほうが良い。

E委員: 3ページの、栗東市側のところで断面K-K'があるが、栗東市とこのような断面を検討する調整はできているか。

事務局: 栗東市から現在聞いているところでは、道路を付けたいということで、元々宮脇病院の前からずっと県道が続いており、この道が非常に狭くなってきているので、それの振替を求められている。土地利用についても、K-K'断面あたりに市域の境目の線が入っており、このあたりは川の半分ぐらいが栗東市の敷地になっている。今のところ土地利用を図るといったことは考えていないということで、道路を付けたいということだけを聞いている。いずれにしても滋賀県の方で調整会議という会議を設置されており、これは草津川廃川敷地全体の調整をする会議で、県と草津市、栗東市が入って行われている。今月中旬頃に予定されており、そこでまた詳しく説明させていただき、両市の調整をしていきたいと思っている。

委員長: ご質問が出尽くしたようなので、検討委員会としてはこの素案で土地利用構想図をまとめていく。本日議題として挙げられている事項については、審議を終了する。その他の事項について意見がないか確認したい。

F委員:構想はハードな面について検討しているが、これを実現するためのソフトの計画は、いつの時点で検討されるのかという事と、もう一つは、これは河川敷地についてだけの問題でして、駅周辺の問題でいうと、面的に関連する計画との整理が必要な部分があり、そのような関連する計画との検討は、どの時点で行われるのかお伺いしたい。また、動線について、この沿道の方々だけが使うことだけでなく、市民の財産として、市民の方が利用することになるかと思うが、駐車場のようなものは各箇所で計画されているが、他にバスとか、ここへのアクセス性の検討はどの時点でされるのか。

事務局: ソフトの面については、ある程度の分は維持管理もソフトの面で検討しなければならないので、そういった分も含めて検討はしたいと考えているが、この基本構想では結論が出るとは思っていない。この基本構想図がまとまった上で、それに対するソフト面の検討に入りたいと考えている。 2 点目の周辺の面的な整備、特に中心地の市街地内については、商店街の関係とか色々な問題があるが、おそらくこの構想図ができると、年内ぐらいには固まってくるのではないかと考えており、それが終わり次第、関係の部署と調整しながらどういった方向性で周辺施設に対応していくのかを検討していく。 3 点目のアクセスの関係だが、確かに東西に道ができるので有効に活用する必要がある。しかしながら、JRの部分がたちまち大型車両が通れないかたちとなるし、道路は実際ご利用になられるかと思うが、通過交通が多く通るような道にはあまりしたくないと考えており、幹線道路というイメージではなく、生活していく上で必要となる道路ということで幅員を設定している。そういったことを含めて、周辺とのアクセスを考えたいと思っている。

委員長:一つ目のソフト面に関しては、今後基本構想図を基に、市の中で議論いただき、私共の中間審議についても公開していただくことになろうかと思うし、アクセスについては、車、自転車、歩行者、公共交通など、アクセスも色々あることから、少なくともこのような道路の参考資料の道路基本配置計画として、このようなかたちにすれば、今までよりも格段にアクセス性は改善されることから、あとは自動車、自転車、公共交通、歩行者を含めてできるだけこういった道路が使えるよう、これから順次実現していく中で市民が利用しやすいような工夫をしていただければと思う。現時点において非常に詳細なアクセス性を提示していただく段階ではないと思う。

皆様方からの新たなご質問ご意見は出尽くしたようなので、事務局のほうから追加の説明 があるということなので、よろしくお願いする。

事務局:その他ということで、2点ご説明させていただく。1点目は前回、前々回のときに言っていた堤体の安全性についての件。2点目は今後のスケジュールについて説明する。まず堤体の安定性だが、これについては、既存のデータに基づき、滋賀県さんの方で検討された結果と、我々の見解を付け合せて、協議を行った。その上で、深川副委員長にも伺い、ご確認をお願いした。その結果、現在の堤体については、安定しているということが確認できた。それと今後の整備をした後の安全性については、設計の数値あるいは工事の方法について実施設計の段階でないとわからないので、現段階では検討することができない。実施設計の段階で土質調査等色々な調査を行った上で、必要があれば対策等行っていくというようなことで推進していきたいと考えている。2点目の今後のスケジュールの件だが、本日ご審議をしていただき、ご了解をいただいたということで、この後今月の14日に議会の方にも特別委員会あり、その議会の委員方のご意見を踏まえ、その結果によっては緊急に再度ご審議を承ることになるかもわからないが、そのときは誠に申し訳ないが、どうぞよろしくお願いしたい。しかしながら、次回の特別委員会で同様にご理解いただけたら、本構想図をもって、11月頃から地元説明に入ってまいりたいと考えている。その結果を

とりまとめて、11月下旬から12月初旬ごろになるかと思うが、住民の意向の報告、それとその意向について、それをどう取り扱うかといったことを含めて、最終の素案の審議いただきたいと考えている。最終素案がそれで固まると、優先整備地区の審議に入りたいと考えている。それと同時に先ほどのソフト施策や周辺の地域・施設の話といったことは細かい部分になるので、これをどのようにしていくのかということを図示していくことは、難しいものなので、そのようなものの主旨とか、今まで色々と議論させていただき、委員の皆様から色々なご意見いただきましたものなどを生かしながら文章化してまいりたいと思っているので、そのときはご審議を願いたいと思っている。そして、概算事業費の件については、不確定の要素をある程度詰めた上でないと金額的に大幅に変わる可能性があるので、一旦は算出しているが、その部分でどう考えるのかといったことがあるので、若干実施に向けての検討についても、内部的に検討した上で、明らかにしたいと考える。現段階では時期が読めないので次回は無理かもしないが、その次、あるいはその次、もう一つ次といったかたちになるかと思うが、ご理解していただきたいと思う。

委員長: 堤体の安定性と今後のスケジュールの件についてでした。ご意見をお伺いしたいと思うが、 まずは堤体の安定性については深川副委員長にご相談されたということで、深川副委員長 の方から何か補足で説明があればよろしくお願いしたい。

副委員長:基本的に河川堤防というのは川が流れている状態が一番危ないので、今は廃川ということで水が流れていないから、非常に危険であるというのは0に近いのではないかと思う。注意しなければならないのは、水の量が堤防の中で増えると若干は話が変わってくるので、例えば堤防のトップの部分をずっと埋め立てるようなところがあるが、あそこで変な感じで堤体に水が入らないように十分注意する必要があると思う。実施段階でもう少し精査する必要があるかと思うが、現時点では心配する必要はないというのが常識的な判断だと思う。

委員長:こういった専門的な見解があるが、なにかご意見、ご質問ありませんか。スケジュールについてもなにかご意見はありませんか。

特にないようなので本日のまとめをさせていただく。

土地利用基本構想図素案は本日おおよそご承認いただいたので、今後はこれをもとに特別委員会での審議、地元への説明を進めていただく。

さらに土地利用基本構想図素案の最終がまとまった時点で優先整備について審議してい きたいと思うので宜しくお願いする。

3. 連絡事項

事務局:次回の日程は今後の状況をみながら調整させていただく。

4. 閉会

以上